

犬山市承認工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への移住及び定住並びに適正な構造物による雨水処理の促進を図るため、承認工事に要する費用に対して交付する犬山市承認工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「承認工事」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定により道路管理者（同法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）の承認を受けて行われる道路（市道に限る。）に関する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 排水のための側溝の設置又は入替えのための工事
- (2) 前号の工事に附帯して必要となる側溝の蓋の設置

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に自己の居住の用に供する住宅を所有する者又は取得する予定の者であって、当該住宅に係る敷地の前面道路に関する承認工事（以下「補助事業」という。）に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を滞納している者
- (2) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、犬山市承認工事費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る許可書の写し
- (2) 補助事業に係る見積書又は契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、犬山市承認工事費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2)により当該申請をした者に通知するものとする。

(計画変更等)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、犬山市承認工事費補助金事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3)に、変更の承認を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る変更許可書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市承認工事費補助金事業計画変更(中止)決定通知書(様式第4)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、犬山市承認工事

費補助金事業完了報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業に係る検査結果通知を受けた日から14日を経過する日又は当該補助事業に係る交付決定の日が属する年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 補助事業に係る検査結果通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市承認工事費補助金額確定通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに犬山市承認工事費補助金交付請求書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により第6条の交付決定を受けたとき。
- (2) 第6条の交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和23年3月31日限り、その効力を失う。